

1. 景観計画策定の目的

洞爺湖町景観計画は、景観法第8条に基づき策定する計画であり、町民、事業者及び行政が協働して誇りと愛着の持てる洞爺湖町の雄大な自然が作り出す良好な景観を守り、創り、次世代に継承することを目的としています。

2. 景観の将来像

洞爺湖町の景観の将来像

湖海(うみ)と大地の物語・暮らしを大切にしたい景観のまち

将来像が意味するところ

洞爺湖町は、観光資源にもなっている洞爺湖の眺め、町民の暮らしの中にある内浦湾の眺め、この2つの水面の眺めが大きな景観特性になっています。

また、洞爺湖有珠山ジオパークの指定を受けている有珠山などの自然が作り出してきた大地の物語が目の前に広がります。

さらには、入江・高砂貝塚にみられるように人の営みの歴史があり、そこには、内浦湾や有珠山といった今と変わらない景観があったと想像することができます。

こうした景観が洞爺湖町の観光資源であり、町民の誇りとなっています。

ゆえに、洞爺湖町の景観計画では、こうした景観を大切にしていきます。



3. 景観計画区域（一般区域）と景観形成重点区域

洞爺湖町全域を景観計画区域(一般区域)とします。

さらに、景観づくりにおいて特に重要な区域と位置付ける景観形成重点区域は、入江・高砂貝塚景観形成重点区域、沿道景観形成重点区域、洞爺湖岸景観形成重点区域の3つとします。

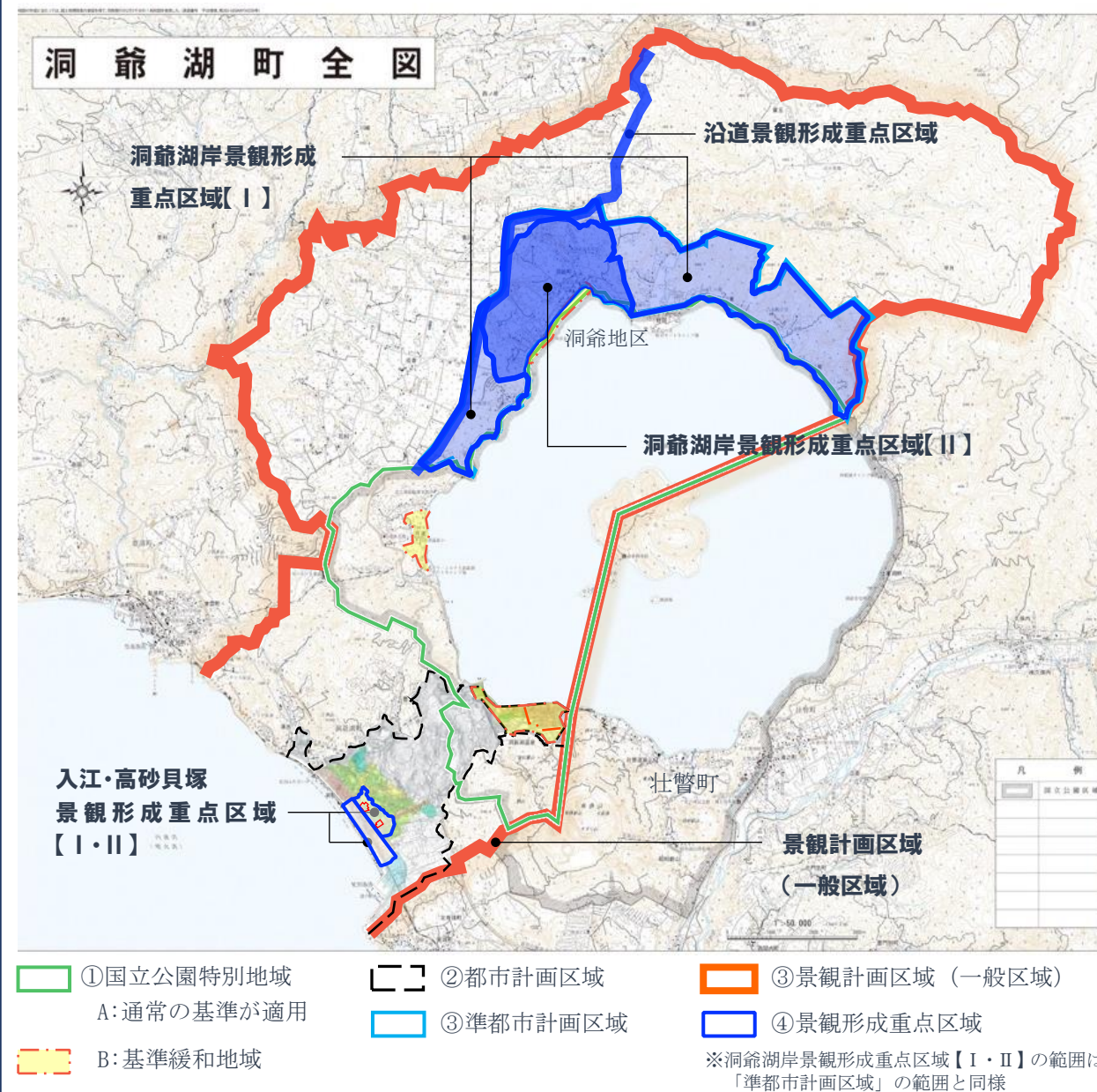
景観計画区域(一般区域)

- 洞爺湖町の行政区域全域

景観形成重点区域

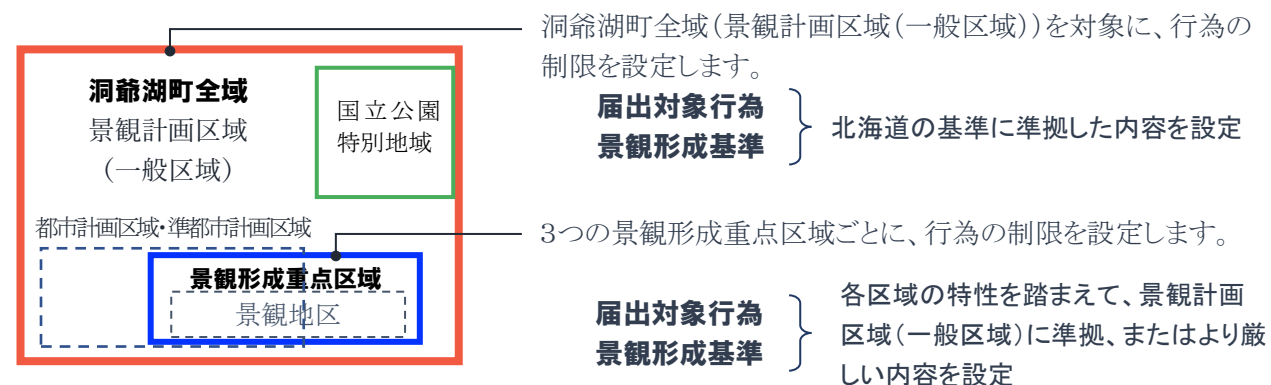
- 入江・高砂貝塚景観形成重点区域(I地区、II地区に分類)
- 沿道景観形成重点区域
- 洞爺湖岸景観形成重点区域(I地区*、II地区に分類)

*入江・高砂貝塚景観形成重点区域のI地区に限り、同区域内で行為を行う場合は、町と事前協議を行う必要があります。



4. 洞爺湖町の景観づくりに向けた行為の制限

洞爺湖町の景観づくりに向けたルール・制限として、景観法に基づく「届出対象行為」と「景観形成基準」を設定します。



届出対象行為

- ・建築物や工作物などの建築等を行う場合、景観法や洞爺湖町景観条例、景観計画に基づく町への届出・協議を必要とするものです。
- ・「一般区域」と「景観形成重点区域*」のそれぞれで設けます。
- ・届出対象行為に該当する行為の種類及び規模を超える場合は、工事着工の30日前までに届出を必要とします。

*入江・高砂貝塚景観形成重点区域のI地区に限り、同区域内で行為を行う場合は、町と事前協議を行う必要があります。

景観形成基準

- ・届出対象行為ごとに景観形成基準(行為の制限)を定めます。基準に適合しないと勧告の対象になります。
- ・一般区域と景観形成重点区域のそれぞれで設けます。

届出を必要とする施設や行為

①建築物



新築、増築、改築、移転
外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更

②工作物



新築、増築、改築、移転
外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更

③開発行為



都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

工作物の例



5. 洞爺湖町一般区域の景観づくり

(1) 洞爺湖町一般区域の届出対象行為

行為の種類		一般区域の届出対象行為	
建築物	新築または移転	H: 13m または A: 2000m ² を超えるもの	
	増築または改築	Aが上記を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が10m ² 以下の場合対象外	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
工作物	新設、または移転	さく、塀、擁壁等	H: 5mを超えるもの
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H: 15mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが15mを超えるもの
		風力発電設備	
		煙突等	
	物見塔等	H: 13mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが13mを超えるもの	
	彫刻、記念碑等		
	観覧車、コースター等		
	立体的施設(駐車場等)		
	製造施設(プラント等)	H: 13m または A: 2000m ² を超えるもの	
	貯蔵・処理施設		
汚物処理施設、ごみ焼却施設等			
太陽電池発電設備	H: 5m または A: 2000m ² を超えるもの		
増築・改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10m ² 以下の場合対象外		
修繕、模様替	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの		
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		S: 10000m ² または、のり面・擁壁 H: 5mを超えるもの	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

(2) 洞爺湖町一般区域の景観形成基準

1) 建築物

行為の種類		一般区域の景観形成基準
位置・配置・規模	位置・配置	地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。 建築物の高さは、原則として13mを超えないようにすること。 やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと。
	規模	地域の特性や周辺の建築物または工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。
形態意匠	形態意匠	地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。
	色彩	多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、または目隠しをする等の工夫をすること。
	色彩の範囲	建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。 【けばけばしい色彩の範囲】 明度： 7を超えるもの 彩度： R(赤)、YR(黄赤)系は8を超えるもの Y(黄)系は6を超えるもの GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は4を超えるもの
敷地の外構・その他	修景	敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。
	緑化	敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。
	堆雪スペース	堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。

2) 工作物

行為の種類		一般区域の景観形成基準
位置・配置・規模	位置・配置	地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。 工作物の高さは、原則として15mを超えないようにすること。 やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと。
	規模	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様
形態意匠	形態意匠	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様
	色彩	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様
敷地の外構・その他	色彩の範囲	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様
	修景	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様
	緑化	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様
	堆雪スペース	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様

3) 開発行為

行為の種類		一般区域の景観形成基準
位置・規模	位置	地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。
	規模	地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。
形状・緑化等	形状	地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。
	資源の保全	開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。
	緑化	開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。

6. 景観形成重点区域の景観づくり

6-1 入江・高砂貝塚景観形成重点区域の景観づくり

(1) 入江・高砂貝塚景観形成重点区域の届出対象行為

行為の種類		入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】	
建築物	新築または移転	H:10m または A:10m ² を超えるもの	H:10m または A:2000m ² を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合に対象外	
	増築または改築			
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	A:10 m ² を超えるもの又は外観(屋根を除く外壁に相当する部分)の面積合計の 1/2 に相当する面積を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様	
工作物	新設、増築、改築または移転	さく、塀、擁壁等	H:1.5m を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H:5m を超えるもの	H:10m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 10m を超えるもの
		風力発電設備		
		煙突等	H:10m を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様
		電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路(支持物を含む。)		
		物見塔等		
		彫刻、記念碑等	H:5m または A:10m ² を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様
		観覧車、コースター等		
		立体的施設(駐車場等)		
		製造施設(プラント等)		
	貯蔵・処理施設			
汚物処理施設、ごみ焼却施設等	事業敷地:300m ² を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様		
太陽電池発電設備				
修繕、模様替え	上記「新設、移転、増築、改築」に関する規模で、外観に係る面積の合計の 1/2 に相当する面積を超える工作物	洞爺湖町一般区域と同様		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	S:300m ² 又は、のり面・擁壁 H:1.5m を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積期間:90 日を超えるものかつ、法面、擁壁高さ H:1.5m 又は A:50m ² を超えるもの			
木竹の伐採	A:50m ² を超える樹林地・並木等の皆伐			

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

(2) 入江・高砂貝塚景観形成重点区域の景観形成基準

1) 建築物

行為の種類		入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】	
位置・配置・規模	眺望の確保	地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 有珠山、駒ヶ岳、内浦湾(海)への良好な景観が見渡せる眺望点から、その眺望を妨げない位置及び規模とすること。		
	高さ	原則として 10m を超えないようにすること。 やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと。		
	地形の保存	自然の地形をできる限り生かすようにすること。		
	位置(壁面の後退)	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間を創出すること。 隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間を確保すること。		
形態意匠	周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするようにすること。 増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。		
	外壁・壁面	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないようにすること。		
	屋根形状	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないようにすること。		
色彩	付帯設備、付属建物	適度な勾配を有するものとし、山の稜線や周辺の景観と調和した形態とすること。		
	周辺との調和	敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。		
素材	色彩の範囲	建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の 1/5 を超えないこと。 【外壁】 けばけばしい色彩の範囲 明度: 7 を超えるもの 彩度: R(赤)、YR(黄赤)系は 7 を超えるもの Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は 3 を超えるもの 【屋根】 けばけばしい色彩の範囲 明度: 5 を超えるもの 周辺の良好な自然環境を阻害しない色相、色調とすること。		洞爺湖町一般区域(建築物)と同様
	周辺との調和	敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。		
敷地の外構・その他	経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。		
	反射	鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。		
緑化	緑化	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様		
	照明			
	堆雪スペース			

2) 工作物

行為の種類		入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】
位置・配置・規模	眺望の確保	入江・高砂貝塚景観形成重点区域(建築物)と同様	
	高さ	原則として10mを超えないようにすること。道路等の公共空間から見て、周辺の山並みの稜線を切らないようにすること。ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものについては、この限りでない。	
	地形の保存		
	位置(壁面の後退)	入江・高砂貝塚景観形成重点区域(建築物)と同様	
形態意匠	周辺との調和	入江・高砂貝塚景観形成重点区域(建築物)と同様	
	圧迫感の軽減	柵や擁壁等の高さは、1.5mを超えないものとする。ただし、機能上やむを得ない場合は、設置と合わせて植栽などによる緑化すること。擁壁は分節化等を行うことにより、長大で単調な平滑面とならないようにすること。	
色彩	周辺との調和	入江・高砂貝塚景観形成重点区域(建築物)と同様	
	色彩の範囲	洞爺湖町一般区域(工作物)と同様とし、以下を追加。 けばけばしい色彩の範囲は、【Ⅰ】の建築物「屋根」と同様の基準とする。	洞爺湖町一般区域(工作物)と同様
素材	周辺との調和		
	経年変化	入江・高砂貝塚景観形成重点区域(建築物)と同様	
	反射		
敷地の外構・その他	緑化		
	照明	洞爺湖町一般区域(工作物)と同様	
	堆雪スペース		

3) 開発行為

行為の種類		入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】
位置・規模・高さ	眺望の確保	入江・高砂貝塚景観形成重点区域(建築物)と同様	
形状・緑化等	形状	地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。	
	資源の保全	開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。	
	緑化	開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	

4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

行為の種類		入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】
堆積の方法	形状	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和させること。	
	位置	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積すること。	
	高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くすること。	
遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木または塀等による遮へいすること。	

5) 木竹の伐採

行為の種類		入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】
伐採の規模・方法等	規模	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とすること。	
	沿道	道路の境界付近の木竹は、保存すること。	
	緑化	樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合には、保存または移植による活用を図ること。	
行為後の措置	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の自然植生と調和するよう緑化すること。	

6-2 沿道景観形成重点区域の景観づくり

(1) 沿道景観形成重点区域の届出対象行為

行為の種類		沿道景観形成重点区域の届出対象行為
建築物	新築または移転	H:10m または A:1000m ² を超えるもの

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

*上記以外の項目は、洞爺湖町一般区域と同様

(2) 沿道景観形成重点区域の景観形成基準

1) 建築物

行為の種類		沿道景観形成重点区域の景観形成基準
位置・配置・規模	眺望の確保	地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 羊蹄山・昆布岳・ニセコ連峰・尻別岳、洞爺湖、田園景観などへの良好な景観が見渡せる眺望点から、その眺望を妨げない位置及び規模とすること。
	高さ	原則として10mを超えないようにすること。 やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと。
	地形の保存	自然の地形をできる限り生かすようにすること。
	位置(壁面の後退)	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界から10m以上後退し、開放感のある道路空間を創出すること。 隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間を確保すること。
形態意匠	周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするようにすること。 増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。
	外壁・壁面	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないようにすること。
	屋根形状	適度な勾配を有するものとし、山のりょう線や周辺の景観と調和した形態とするよう努めること。
	付帯設備、付属建物	オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、または目隠しをする等の工夫をすること。
色彩	周辺との調和	敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。
	色彩の範囲	建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。 【外壁】 けばけばしい色彩の範囲 明度： 7を超えるもの 彩度： R(赤)、YR(黄赤)系は7を超えるもの Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は3を超えるもの 【屋根】 けばけばしい色彩の範囲 明度： 5を超えるもの 周辺の良好な自然環境を阻害しない色相、色調とすること。

素材	周辺との調和	敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。
	経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。
	反射	鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。
敷地の外構・その他	緑化	敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 特に道路等の公共空間に面した空間は、田園景観や遠景の自然環境と調和するように緩衝帯を設置すること。
	照明	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様
	堆雪スペース	

2) 工作物

行為の種類		沿道景観形成重点区域の景観形成基準
位置・配置・規模	眺望の確保	沿道景観形成重点区域(建築物)と同様
	高さ	原則として10mを超えないものとする。道路等の公共空間から見て、周辺の山並みの稜線を切らないようにすること。ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものについては、この限りでない。
	地形の保存	沿道景観形成重点区域(建築物)と同様
	位置(壁面の後退)	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界から10m以上後退し、開放感のある道路空間の創出すること。 隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間を確保すること。
形態意匠	周辺との調和	沿道景観形成重点区域(建築物)と同様
	圧迫感の軽減	柵や擁壁等の高さは、5mを超えないものとする。ただし、機能上やむを得ない場合は、設置と合わせて植栽などによる緑化すること。 擁壁は分節化等を行うことにより、長大で単調な平滑面とならないようにすること。
色彩	周辺との調和	沿道景観形成重点区域(建築物)と同様
	色彩の範囲	洞爺湖町一般区域(工作物)と同様とし、以下を追加。 けばけばしい色彩の範囲は、沿道景観形成重点区域の建築物「屋根」と同様の基準とする。
素材	周辺との調和	沿道景観形成重点区域(建築物)と同様
	経年変化	
敷地の外構・その他	緑化	沿道景観形成重点区域(建築物)と同様
	堆雪スペース	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様

3) 開発行為

行為の種類		沿道景観形成重点区域の景観形成基準
位置・規模・高さ	眺望の確保	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とすること。
	形状	道路の境界付近の木竹は、保存すること。
	資源の保全	樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合には、保存または移植による活用を図ること。
形状・緑化等	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の自然植生と調和するよう緑化すること。

6-3 洞爺湖岸景観形成重点区域の景観づくり

(1) 洞爺湖岸景観形成重点区域の届出対象行為

行為の種類		洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】	洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅱ】
建築物	新築または移転	H: 10m または A: 1000m ² を超えるもの	H: 13m または A: 2000m ² を超えるもの

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積
*上記以外の項目は、洞爺湖町一般区域と同様

(2) 洞爺湖岸景観形成重点区域の景観形成基準

1) 建築物

行為の種類		洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】	洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅱ】
位置・配置・規模	眺望の確保	地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 羊蹄山・昆布岳・ニセコ連峰・尻別岳、洞爺湖などへの良好な景観が見渡せる眺望点から、その眺望を妨げない位置及び規模とすること。	
	高さ	原則として10mを超えないようにすること。 やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと。	原則として13mを超えないようにすること。 やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと。
	地形の保存	自然の地形をできる限り生かすようにすること。	
	位置(壁面の後退)	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間を創出すること。 隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間を確保すること。	
形態意匠	周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするようにすること。 増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。	
	外壁・壁面	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないようにすること。	
	屋根形状	適度な勾配を有するものとし、山のりょう線や周辺の景観と調和した形態とするよう努めること。	
	付帯設備、付属建物	オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、または目隠しをする等の工夫をすること。	
色彩	周辺との調和	敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	
	色彩の範囲	建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。 【外壁】 けばけばしい色彩の範囲 明度： 7を超えるもの 彩度： R(赤)、YR(黄赤)系は7を超えるもの Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は3を超えるもの 【屋根】 けばけばしい色彩の範囲 明度： 5を超えるもの 周辺の良好な自然環境を阻害しない色相、色調とすること。	

素材	周辺との調和	敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。
	経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。
	反射	鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。
敷地の外構・その他	緑化	洞爺湖町一般区域(建築物)と同様
	照明	
	堆雪スペース	

2) 工作物

行為の種類		洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】	洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅱ】
位置・配置・規模	眺望の確保	洞爺湖岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	高さ	洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】(建築物)と同様	洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅱ】(建築物)と同様
	地形の保存 位置(壁面の後退)	洞爺湖岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
形態意匠	周辺との調和	洞爺湖岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	圧迫感の軽減	洞爺湖岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
色彩	周辺との調和	洞爺湖岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	色彩の範囲	洞爺湖町一般区域(工作物)と同様とし、以下を追加 けばけばしい色彩の範囲は、洞爺湖岸景観形成重点区域の建築物「屋根」と同様の基準とする。	
素材	周辺との調和	洞爺湖岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	経年変化	洞爺湖岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
敷地の外構・その他	緑化	洞爺湖町一般区域(工作物)と同様	
	堆雪スペース	洞爺湖町一般区域(工作物)と同様	

3) 開発行為

行為の種類		洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】	洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅱ】
位置・規模・高さ	眺望の確保	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とすること。	
	形状	道路の境界付近の木竹は、保存すること。	
形状・緑化等	資源の保全	樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合には、保存または移植による活用を図ること。	
	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の自然植生と調和するよう緑化すること。	

色彩の基準について

■建築物及び工作物

- ・洞爺湖町一般区域
- ・入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】

■建築物(外壁)

- ・入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】
- ・沿道景観形成重点区域
- ・洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】【Ⅱ】

■工作物

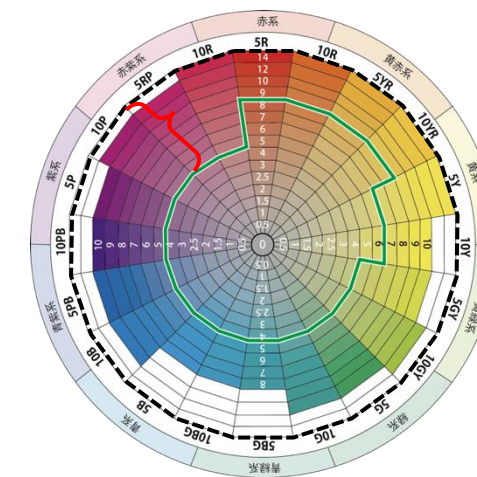
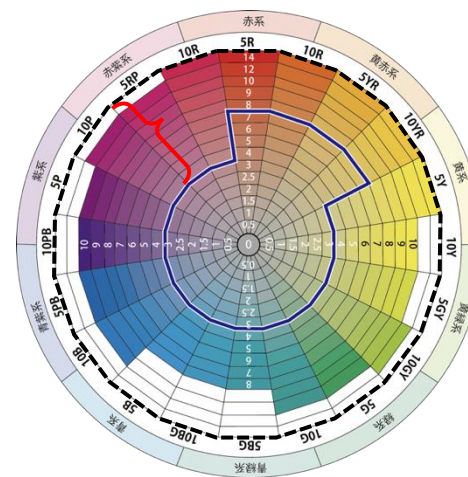
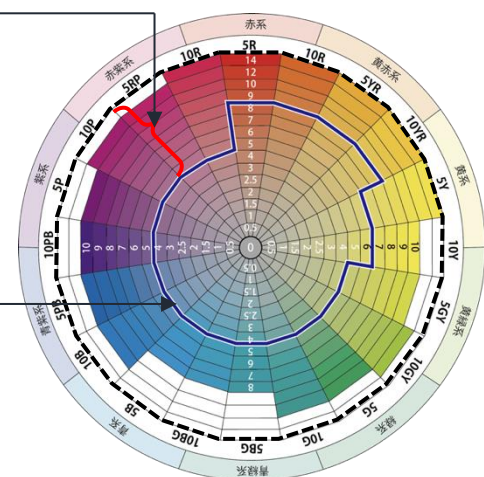
- ・入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】
- ・沿道景観形成重点区域
- ・洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】【Ⅱ】

けばけばしい色彩の範囲

☐と☐の間の範囲は、原則使用を控える色彩

使用を推奨する色彩の範囲

☐の範囲内は、周辺景観と調和する色彩として使用が推奨される色彩



☐ 建築物(外壁)の「けばけばしい色彩」の範囲(原則使用を控える色彩)

- ・入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】
- ・沿道景観形成重点区域
- ・洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】【Ⅱ】

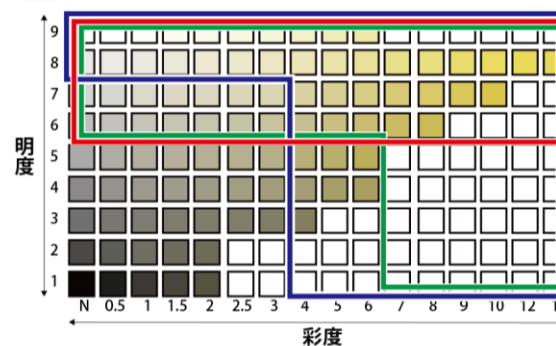
☐ 建築物(屋根)の「けばけばしい色彩」の範囲(原則使用を控える色彩)

- ・入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】
- ・沿道景観形成重点区域
- ・洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】【Ⅱ】

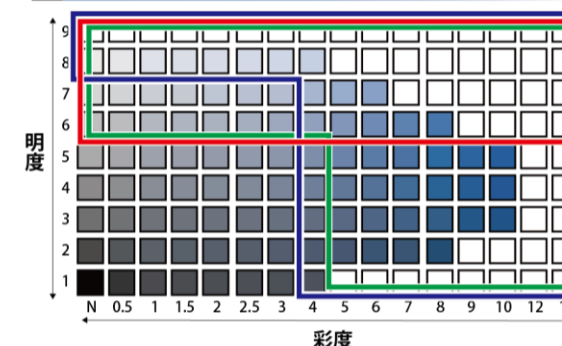
☐ 建築物及び工作物の「けばけばしい色彩」の範囲(原則使用を控える色彩)

- ・洞爺湖町一般区域
- ・入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】

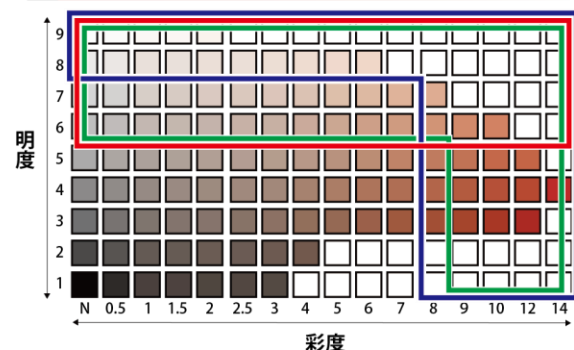
Y(黄)系の色相



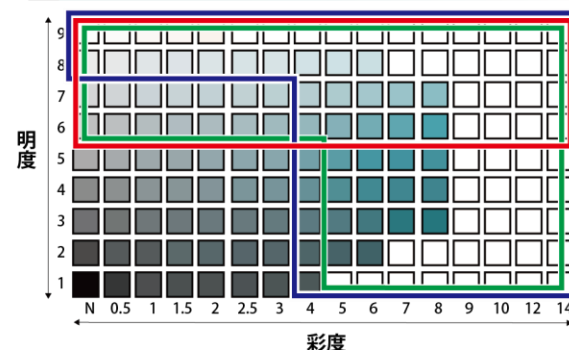
PB(青紫)系の色相



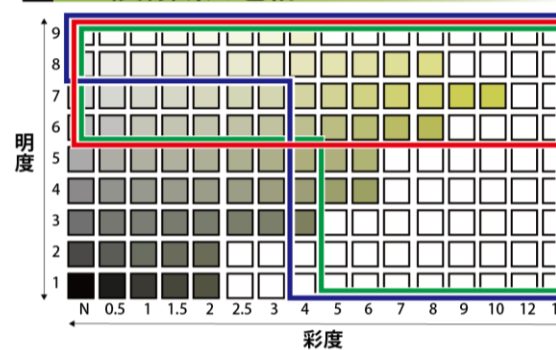
R(赤)系の色相



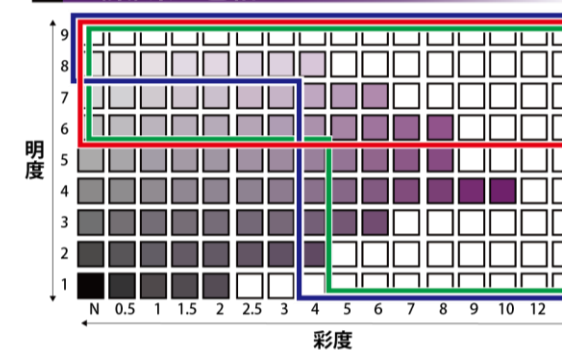
BG(青緑)系の色相



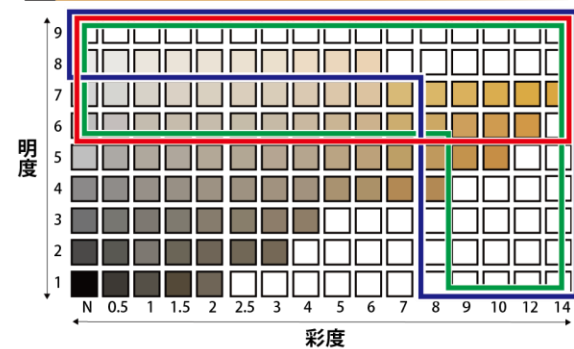
GY(黄緑)系の色相



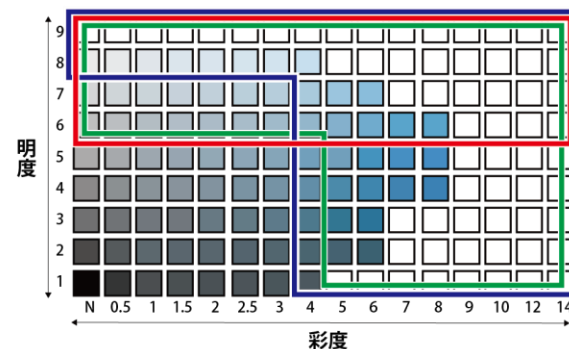
P(紫)系の色相



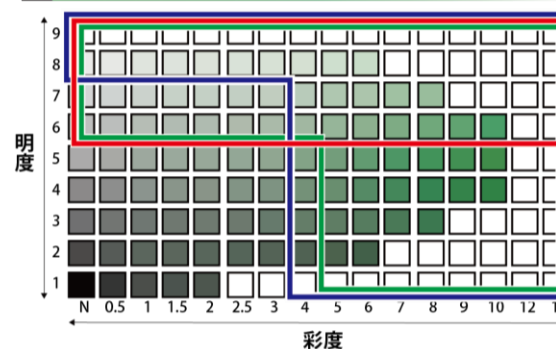
YR(黄赤)系の色相



B(青)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相

